

「おおさか木の家」木材利用促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 健全な森林の保全や脱炭素社会実現のために社会全体で木材の積極的な利用が求められる中、府は民間での大阪府産材の利用促進を図るため、予算の定めるところにより、大阪府産材を使用して新築の木造住宅整備を行う者に対し、「おおさか木の家」木材利用促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「大阪府産材」とは、大阪府産材認証制度実施要領（令和8年7月1日施行）に定めるところによるものとする。
- (2)「木造住宅」とは、主要構造部の過半が木造で、居住室、炊事室、便所及び浴室を有し、独立した生活を営むことができる住宅をいう。
- (3)「構造材」とは、木造軸組工法（在来工法）の構造躯体を構成する部材のうち、土台、柱（管柱、通柱及び間柱を含む。）、梁（小屋梁を含む。）、桁、胴差、大引、筋交い又は構造用合板並びに木造枠組壁工法の構造耐力上主要な部分に使用されるものをいう。
- (4)「内外装材」とは、居室、廊下、階段、その他の床、壁及び天井の室内に面する部分並びに外壁に面する部分（外壁と接合しない外構等は除く）に使用される木材をいう。
- (5)「完了」とは、申請の対象とする木工事並びに別表1に定める補助要件における木材利用普及啓発に関する取組が終了したことをいう。

(補助事業等)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容、事業実施主体（以下「補助事業者」という。）、補助対象、補助額等は、別表1に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第4条第1項の申請は、交付申請書（様式第1号）を一般社団法人大阪府木材連合会内のおおさか木の家情報センター（以下「センター」という。）を経由して知事に提出することにより行わなければならない。

- 2 前項の交付申請書は、別表2に掲げる書類を添付しなければならない。
- 3 交付申請書は、申請の対象とする木工事着手前かつ完了予定日の30日前までに提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による交付申請の内容が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に通知するものとする。

- 2 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認める場合には、必要な条件を付けるものとする。

(軽微な変更)

第6条 規則第6条第1項第1号の知事の定める軽微な変更は、補助金額の増減額を伴わない変更とする。

2 規則第6条第1項第2号の知事の定める軽微な変更は、別表1に定める補助要件等の事業の基本的部分に関わらない変更とする。

(補助事業の内容等の変更申請等)

第7条 規則第6条第1項第1号又は第2号に規定する知事の承認を受けようとする者は、補助事業変更承認申請書(様式第4号)をセンターを経由して知事に提出しなければならない。

2 規則第6条第1項第3号に規定する知事の承認を受けようとする者は、補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)をセンターを経由して知事に提出しなければならない。

3 規則第6条第1項第4号の規定に該当するときは、補助事業遅延等報告書(様式第6号)をセンターを経由して知事に提出しなければならない。

(中間確認)

第8条 府は、申請書を受理した後において、必要に応じてセンターによる現地検査等を行うものとし、申請者は、この現地検査等に協力しなければならない。現地検査等とは別表1に定める補助要件のうち、木材利用普及啓発に関する周知発信に関する取組の実施状況の確認を含む。

(実績報告書)

第9条 規則第12条の規定による報告は、実績報告書(様式第7号)を完了日の翌日から起算して30日以内又は完了した日の属する会計年度の3月16日のいずれか早い日までに、センターを経由して知事に提出することにより行わなければならない。また、補助金の交付の決定に係る府の会計年度が終了した場合も、同様とする。

2 前項の実績報告書は、別表3に掲げる書類を添付しなければならない。

(補助金額の確定通知)

第10条 知事は、前条の規定による実績報告の内容が適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定による補助金の額の確定の通知を受けた者は、速やかに交付請求書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 知事は、規則第13条の規定による補助金の額の確定の後、当該補助金を交付する。

(決定の取消しにかかる届出)

第13条 補助事業者は、交付決定後に規則第2条第2号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、該当事項届出書(様式第3-3号)を、知事に提出しなければならない。

(補助金の経理)

第14条 補助事業者は、補助金に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を完了した日の属する会計年度終了後10年間保存しなければならない。

(雑則)

第15条 この要綱に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年10月9日から施行する。

別表1 補助事業等

項目	内容
補助対象者	大阪府内に事業所があり、建設業法による建設業の許可を受けた建設業者・工務店
補助対象経費・補助金額	●補助対象経費： 新築木造住宅整備における、大阪府産材による構造材、内外装材利用に関する費用 ●補助金額：大阪府産材の木材積1 m³につき2万円 ●上限補助金額：50万円/1戸
補助要件	ア 府内に建築する新設木造住宅であること イ 全木材積のうち大阪府産材を30%以上使用すること ウ 木工事着手前までに交付申請すること エ 実績報告書を完了後30日以内かつ令和9年3月16日までに提出すること オ 「大阪府産材を活用する大阪府内の木造住宅事業者」として大阪府HPへの紹介掲載を承諾すること カ 府産材利用について、事業者HPへの掲載もしくはSNS投稿するとともに、以下の3点から1つ以上選択して木材利用普及啓発に関する周知、発信を行うこと ・建築中のノボリ等を掲示 ・府民向けのチラシ配布 ・住宅見学会の開催 （完了後に開催する場合は、実施予定内容について確認ができるものを実績報告時に提出すること） キ 木材利用に係るCO₂固定量を事業者HPへ掲載すること ク 補助対象経費について、他の補助事業との重複がないこと

別表2 交付申請書 添付資料

ア 構造材・内外装材使用内訳書（様式第2号） イ 要件確認申立書（様式第3-1号） ウ 暴力団等審査情報（様式第3-2号） エ 付近見取図 オ 各階平面図 カ 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証の写し（建築確認申請を要しない住宅等については、建築基準法第15条第1項の規定により届け出た建築工事届（ただし、行政機関が受理したことを確認できるもの）の写し） キ 工事請負契約書の写し（ただし、分譲住宅で建築業者と販売業者が同一の場合等、工事請負契約書が存在しない場合は不要。） ク その他知事が必要と認める書類
--

別表3 実績報告書 添付資料

- ア 構造材・内外装材使用内訳書（様式第2号）
 - イ 大阪府産材の認証証明書類
 - ・大阪府産材認証制度実施要領で定める「大阪府産材トレーサビリティ管理票」（写）
 - ウ 納品伝票
 - エ 完成写真
 - ・補助対象部位ごとの木材使用状況等を確認することができるもの
 - ・外観及び内観全体写真
 - オ 木材利用普及啓発に関する周知発信の実施状況が分かるもの
 - ・HP画面の写し
 - ・建築中のノボリ等の掲示状況写真
 - ・チラシデータ
 - ・住宅見学会の実施状況写真
- （完了後に開催する場合は、実施予定内容について確認ができるもの） 等